

大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画の策定 にかかる検討の進め方について（案）

1 はじめに

本市では、昭和58年を初年度とした10カ年の「障がい者対策に関する大阪市長期計画」の終了を受け、平成6年3月には、10カ年計画である「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」（平成5年度～平成14年度）を策定し、平成10年4月には、新長期計画の積極的な推進を図るための具体的な数値目標を掲げた「大阪市障がい者支援プラン」を策定した。

また、平成15年3月には10カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」（平成15年度～平成24年度）を策定したところであるが、平成18年度に施行された障害者自立支援法の規定に基づき策定した障がい福祉計画（第1期：平成18年度～20年度、第2期：平成21～23年度）との整合を図るべく、大阪市障がい者支援計画（後期計画）は平成20年度から平成23年度までの4年間を期間として再設定したところである。

平成24年度からは大阪市障がい者支援計画と大阪市障がい福祉計画を一体的に策定し、平成24年度から29年度までの6年間を計画期間としたところである。

但し、中間年に見直しを行うことを検討することとしており、さらには計画本文の第3部（障がい福祉計画）は、平成24年度から26年度までの3年間の計画期間となっているところである。

そのため、平成26年度中に大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期大阪市障がい福祉計画（以下、「次期計画」）の策定作業を行う必要があり、そのための集中審議の後、パブリックコメントの実施等所要の手続きを経て、一連の作業を完了させる必要がある。

また、次期計画の策定にあたっては、平成25年度に実施している「大阪市障がい者等基礎調査」において得られたデータやニーズも参考にして検討を進めていく必要がある。

合わせて、この間の国の動き等の変動要素を踏まえて検討を進めていく必要がある。

2 次期計画策定に向けた検討にあたって

・大阪市障がい者施策推進協議会における検討体制について

平成23年度に検討を実施した時と同様に、障がい者施策推進協議会（障がい者計画策定・推進部会）の下にワーキング会議を設置して検討を行い、次期計画（素案）としてまとめた後に、障がい者計画策定・推進部会での検討をさらに加えながら、障がい者施策推進協議会にて審議を行うことでとりまとめてまいりたい。

検討にあたっては、障がい者施策推進協議会（地域自立支援協議部会・発達障がい者支援部会）での意見を聴取して進めてまいりたい。

なお、次期計画の検討にあたっては、この間の取り巻く状況を踏まえた広範な検討が必要であると考えられるが、限られた期間内に効果的かつ集中的に検討を進めてまいりたい。

(案)

○ (仮称) ワーキング会議

次期計画策定に向けた全般の検討を限られた期間内に効果的かつ集中的に進めていくために「大阪市障がい者施策推進協議会ワーキング会議」設置する。

ワーキング会議メンバーについては、障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会委員より選定してまいりたい。

・ **スケジュールについて**

平成26年9月頃までには、障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会の下にワーキング会議を設置して検討を行った次期計画(素案)を、障がい者計画策定・推進部会及び障がい者施策推進協議会における審議を行ってとりまとめてまいりたい。

平成26年秋冬頃には、パブリックコメントの実施等所要の手続きを経て、平成26年度末までに次期計画の策定をしてまいりたい。【資料6参照】

・ **計画の位置づけ及び期間について**

引き続き、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画と障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ3年ごとの障がい福祉計画を一体的に策定するものとしてまいりたい。

なお、現行の計画は、平成24年度から29年度までの6年間を計画期間としており、中間年に、見直しを行うことを検討するとされている。また、第3部については障がい福祉計画となるため、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とされている。

したがって、次期計画は現行計画にかかる後期計画として平成27年度から平成29年度までその期間としてまいりたい。また、次期計画のうち障がい福祉計画部分については、第4期大阪市障がい福祉計画として位置づけてまいりたい。

・計画期間と主な法改正との関連について

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第2期福祉計画			(←うち第3期福祉計画部分→) (←うち第4期福祉計画部分→)					
支援計画後期計画			← 障がい者支援計画・障がい福祉計画 →					
		改正障害者基本法施行	整備法施行 障害者虐待防止法	障害者優先調達推進法施行	障害者総合支援法施行(障がい者の範囲)	改正精神保健福祉法施行 障害者総合支援法施行(支援区分等)		障害者差別解消法/改正雇用促進法施行 障害者総合支援法施行(3年後目途見直し分)

・次期計画策定にかかる検討箇所について

次期計画の策定にかかる検討にあたっては、概ね次のとおり進めてまいりたい。なお、検討にあたっては、一定の準備が整った事項から順次ワーキング会議等にて検討を進めるなど、効率的効果的に進めてまいりたい。

1. 支援計画、福祉計画を一体的に策定することについて(継続確認)
2. 検討にあたっての論点確認について
3. 支援計画にかかる全体レイアウトについて
4. 支援計画の総論文言について
5. 支援計画の各論文言について
6. 福祉計画にかかる全体レイアウトについて
7. 福祉計画の項目設定について
8. 福祉計画の目標値・見込量設定について
9. 福祉計画の活動指標等の設定について